

12 福山市道路転落事故防止計画プログラム

福山市道路転落事故防止計画プログラムを次ページ以降に示します。

道路転落事故防止対策プログラム

2018年（平成30年）3月

福 山 市

— 目次 —

1	プログラム策定の背景と目的	P 1
2	取組の基本的な考え方	P 2
3	プログラムの内容	P 3
4	プログラムの目的達成に向けて	P 6

1 プログラム策定の背景と目的

本市の市街地のほとんどは、江戸時代以降に海を干拓して造られた平地にあり、その土地は、広く水田として利用されてきましたが、現在に至るまで、水田等が残りつつ住宅や商業施設が立地するなど都市化が進展した街の成り立ちから、水路が非常に多くなっています。

近年、急速に車社会化する中、生活道路の利用形態が大きく変化し、特に中心市街地において、歩行者・自転車等が道路から水路へ転落する事故が相次いでいました。

こうした状況から、本市では、道路に転落防止柵などを設置する「緊急箇所整備事業」を重点事業に位置付け、2003年度（平成15年度）から2005年度（平成17年度）の3か年を第1次とし、福山駅を中心とする約2,200haの区域において緊急的に整備を行いました。また、第1次の整備区域外の市街化区域内での転落事故も発生していたことから、引き続き、2006年度（平成18年度）から3か年ごとに区域を広げていき、2017年度（平成29年度）までの12年間（第2次～第5次）で市街化区域内の約5,110ha、全体では約7,310haにおいて、地域や関係者の合意の得られた箇所から順次、整備を行ってきました。

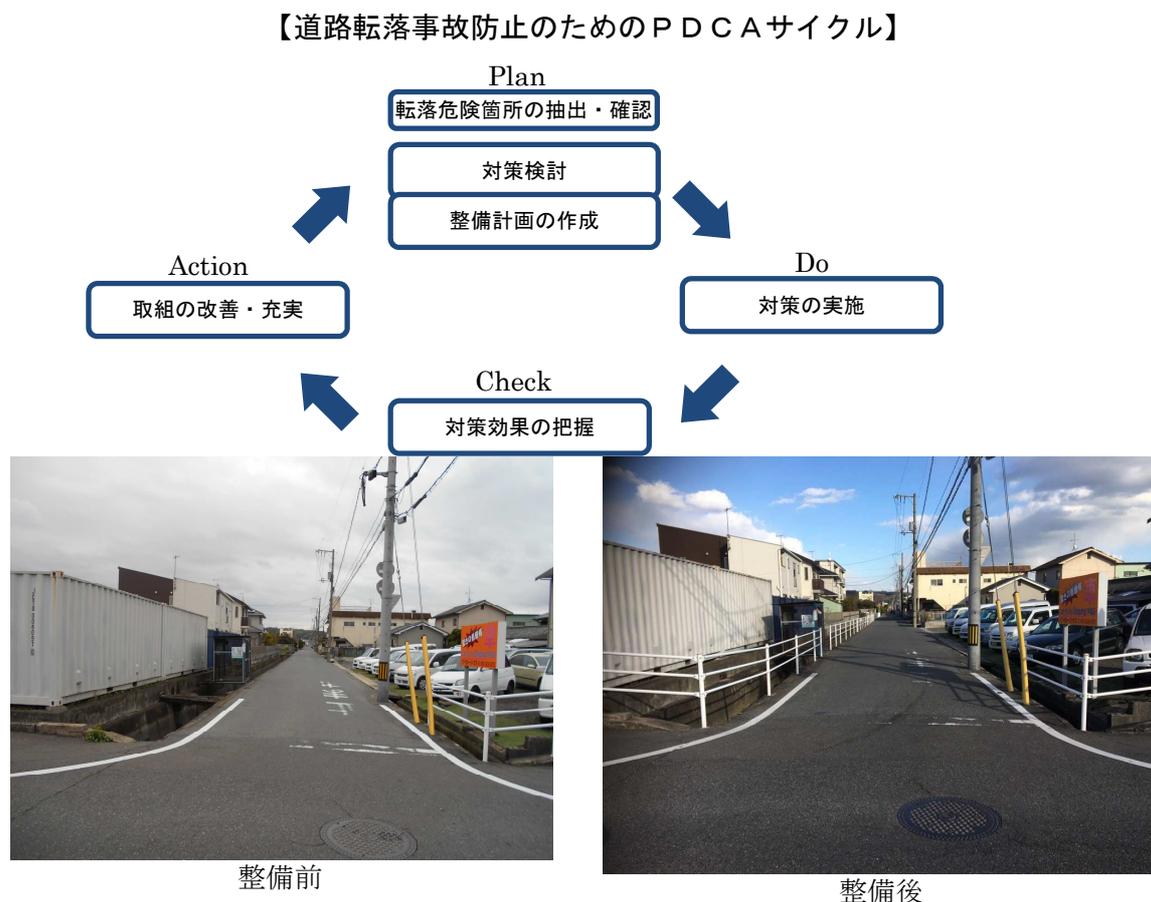
事業開始から15年間で、総延長約125km（事業費約23億円）の整備を完了しており、水路等への転落事故は減少傾向にありますが、これまでの整備区域内の土地利用形態の変化、市街化周辺への土地利用の拡大など、環境が移り変わり、市内全域で車社会化や高齢化も進む中、最近の転落事故の傾向は、発生場所の割合で市街化調整区域が増えていることから、今後は、こうした状況などを考慮した安全対策を継続的に行っていくことが必要です。

このため、2018年度（平成30年度）から対象地域をこれまでの市街化区域内に加えて、市街化調整区域等を含めた市内全域に拡大し、地域との連携により、効率的・効果的に実施する「道路転落事故防止対策プログラム」を策定します。また、このプログラムにより作成する整備計画に基づき対策を実施するとともに、関係機関と連携して啓発活動に努めることで水路等への転落事故を防ぎ、市民の安心・安全の確保を図っていきます。

2 取組の基本的な考え方

転落事故を防ぎ、市民の安心・安全を確保するため、市と地域が連携して、転落の危険がある箇所の抽出・確認，対策検討を行い，整備計画を作成することで計画的な対策を実施するとともに，対策後は効果を把握し，取組の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し，効率的かつ効果的な対策を行い，道路からの転落事故の削減を目指します。



3 プログラムの内容

(1) 対象地域

対象地域は福山市全域とします。

(2) 対象施設

対象施設は、水路等へ転落する危険性のある道路とします。

なお、対象となる道路が通学路である場合は、「通学路安全対策事業」での整備を基本とし、連携して対策を行うこととします。

※ 道路とは、市道や里道、水路等を管理するための泥揚場など、市の管理する道としての機能を有しているものとします。(国、県が管理する国道、県道、港湾施設及び海岸保全区域内の里道などは除く)

(3) 取組内容

「道路転落事故防止のためのPDC Aサイクル」で示した取組内容は、次のとおりとします。

① 転落危険箇所の抽出

転落の危険がある道路の箇所を「転落危険箇所」として抽出を行います。

抽出については、自治会等と連携した抽出となるよう土木常設員に依頼します。

② 転落危険箇所の確認

抽出された転落危険箇所について、市の担当事業課が現地確認を行います。必要に応じて土木常設員とともに現地確認を行います。

③ 転落危険箇所の対策検討

市の担当事業課は、転落危険箇所の確認を踏まえ、安全性等を考慮して対策の必要性を検討します。

基本的な対策は転落防止柵やガードレールの設置とします。

対策の検討結果は土木常設員へ報告し、合意を得た後、「転落防止対策箇所」として整備計画に位置付けます。

※ 新たに転落危険箇所が認められた場合には、②・③を行い、適宜、整備計画への反映を行います。

④整備計画の作成

転落防止対策箇所への計画的な対策実施と進捗管理のため、整備計画を作成します。

整備計画は進捗管理や新たな転落防止対策箇所の反映などを行うため、毎年度見直しを行います。

⑤対策の実施

実施にあたっては、地先や水利などの関係者に同意を得て対策を行います。

提案する対策が同意を得られなかった場合は、現地の状況により区画線の設置（路肩のカラー化）などの簡易対策を検討し、実施します。（写真-1 参照）

また、河川堤防上の道路など、本市以外の管理者がある場合には、管理者の許可を得る必要があるため、許可権者と協議して対策を行います。

⑥対策効果の把握

対策を実施した後は、転落事故発生状況の確認など、対策効果を把握します。

⑦取組の改善・充実

対策効果を踏まえ、取組の改善・充実を検討します。

なお、この取組の改善・充実は対策期間の最終年度に行うこととし、その検討結果を次期整備計画に反映します。

基本的な対策



転落防止柵



ガードレール

簡易対策



区画線（路肩のカラー化）



車線分離標



視線誘導標



自発光式道路鋌

写真-1 対策事例

4 プログラムの目的達成に向けて

水路等への転落事故を防ぎ、市民の安心・安全の確保を図っていく目的を達成するため、本プログラムを福山市のホームページに公表し、次のことについて取り組んでいきます。

(1)整備計画に基づいた着実な事業実施

① 整備計画の公表

整備計画は、学(地)区ごとに転落防止対策箇所の一覧表と位置図を作成し、本市のホームページで公表します。

新たに認められた転落危険箇所の反映などを適宜行い、見直した計画について、転落防止対策箇所の実施状況を含めて、年度ごとにホームページで公表します。

②地域や関係者との連携

整備計画に基づき対策を進めていくには、地先の方や水利関係者などの同意が不可欠となることから、対策の実施に向けて、整備の目的を理解していただき、市と地域等の協力体制構築のもと、密に連携し進めていきます。

③簡易対策の充実

基本的な対策の転落防止柵の設置ができない場合については、これまでの手法だけでなく、新たな簡易対策も視野に入れて検討します。

④予算執行の効率化

厳しい財政環境が続くと予想されることから、「通学路安全対策事業」など他事業と連携して整備することを積極的に取り入れ、効率的な予算執行に努めます。

(2) 安全意識の高揚に向けた市民への啓発

① 啓発活動の継続的な実施

「酒を飲んだら自転車に絶対に乗らない」「夜間の外出には懐中電灯を携帯するなど、暗い中での行動には気をつける」「散歩コースはより安全なコースを設定する」など市民の皆様を守っていただきたいことについて、チラシなどを活用し、あらゆる機会をとらえて啓発に取り組みます。

- ・ 広報ふくやま、福山市ホームページ、福山市メール配信サービスなどでの啓発
- ・ 地域等に出向いての各種交通安全教室や出前講座
- ・ 自転車利用者への街頭啓発



② 転落防止対策箇所の市民への周知

地域と連携して作成した学(地)区ごとの転落防止対策箇所の位置図について、ホームページへの掲載や公民館などへの掲示、地域への回覧などにより、危険と思われる箇所を市民の皆様にも周知することで、普段の生活や地域の見守り活動に役立ててもらいます。

道路転落事故防止対策プログラム

第1次整備計画

2018年（平成30年）3月

福 山 市

1 整備計画の作成及び公表

道路転落事故防止対策プログラムに基づき、実施する取組を次ページの図-1 に取りまとめました。

このフロー図のとおり、2017年度（平成29年度）に①～③を実施しました。
引き続き、④の第1次整備計画を作成し、福山市ホームページに公表します。

2 第1次整備計画の内容

対策総延長は、約40kmです。

対策期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5年間とします。

学(地)区ごとの「転落防止対策箇所」の一覧表及び位置図は別添資料のとおりです。

なお、新たに認められた転落防止対策箇所については、適宜、整備計画に反映します。

道路転落事故防止対策プログラム 取組フロー

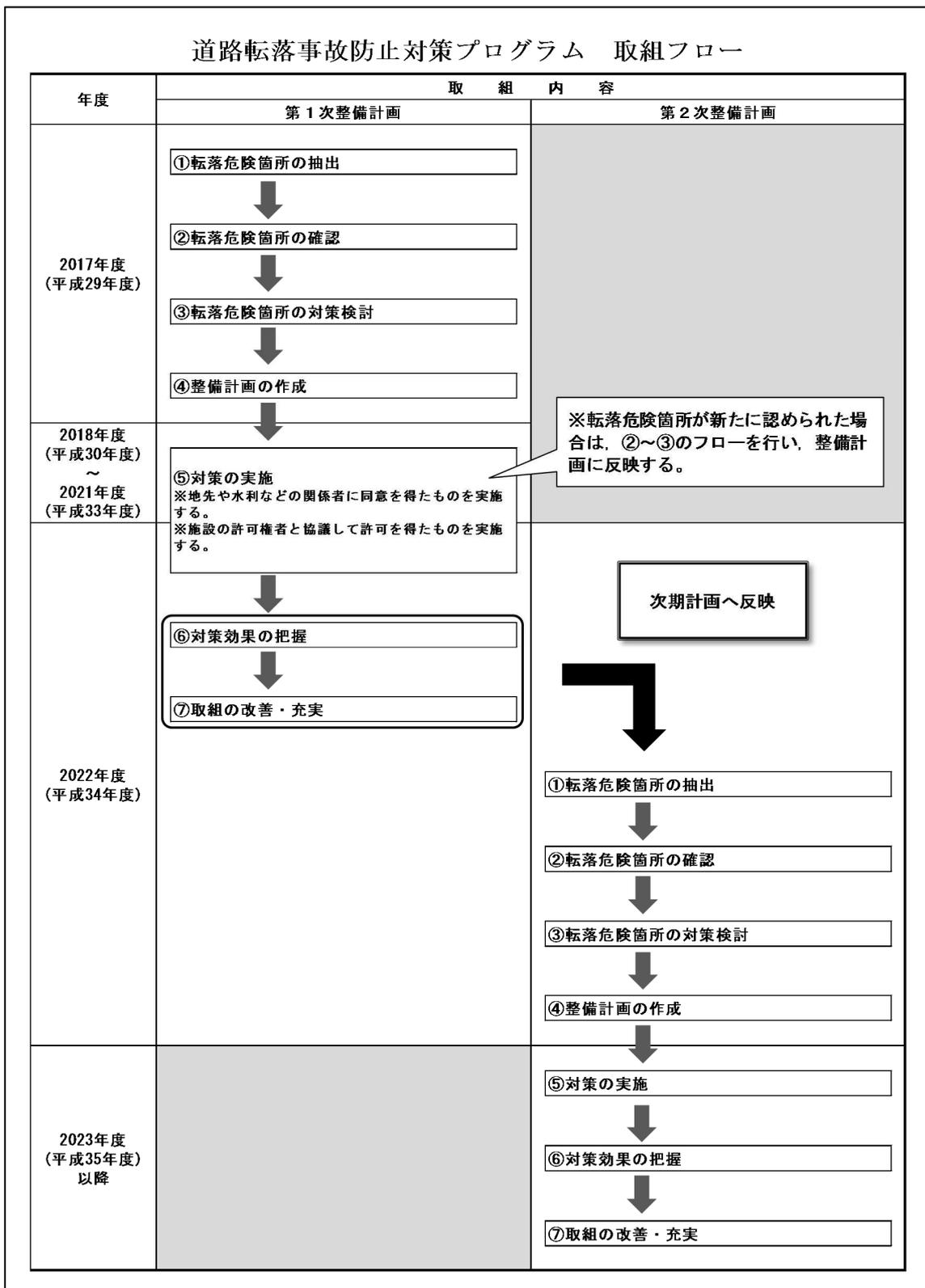


図-1 道路転落事故防止対策プログラム 取組フロー



福山市道路総合計画

福山市道路整備計画編【参考資料】

福山市建設局土木部道路整備課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

Tel : 084-928-1084

Fax : 084-928-1734

E-mail: douro-seibi@city.fukuyama.hiroshima.jp

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>
